

令和7年度京都府内中小企業等のワーク・ライフ・バランス推進及び育児休業取得促進に係る企業支援業務 質疑・回答

No	質問	回答
1	<p>男性育休促進セミナーの参加者数に、「オンデマンド配信」の視聴者も含めることはできますか。</p>	<p>男性育休促進セミナーの参加者は、セミナー当日の参加者（対面・オンライン）となります。「オンデマンド配信」の視聴者は含めません。</p>
2	<p>働きやすい職場環境づくり支援の40社のうちの男性育休支援10社は、男性育休支援のみを行う必要がありますか。 40社のうち、男性育休支援も含む支援をした企業が10社あればよろしいでしょうか。</p>	<p>働きやすい職場環境づくり支援企業40社のうち10社について、男性育休取得促進のための環境整備等に係る助言を主としていれば、その他の助言・支援を含んでも差し支えありません。</p>
3	<p>仕様書（2）アの「電話・メール・訪問・オンライン等により、ワーク・ライフ・バランス推進に関する実情、ニーズや課題を把握すること」とは、府内企業に対して広く調査をすることを指していますか。 または支援先として決まった企業（40社）に対してのものでしょうか。</p>	<p>支援先企業を検討・確保するとともに企業ニーズに対応した支援メニューを提供するために、アプローチ候補企業のリスト及び事業者独自リストのほか、関心の低い企業へも、積極的に電話・メール・訪問・オンライン等によりアプローチし、ワーク・ライフ・バランス推進に関する実情、ニーズや課題を把握することを指します。</p>
4	<p>一般事業主行動計画策定や目標達成支援は支援先40社すべてに必須でしょうか。</p>	<p>一般事業主行動計画策定や目標達成支援は、「働きやすい職場環境づくり支援」の取組例の1つであり、必須ではありません。</p>
5	<p>男性育休促進セミナーの対象が、企業の管理職、人事担当者、男性社員となっていますが、この3カテゴリーの内、1カテゴリーを対象にしたものでも良いでしょうか。 (3カテゴリーすべてを対象に、一緒に開催することが内容的に困難だと考えるため)</p>	<p>男性育休促進セミナーについては、企業の管理職・人事担当者等を対象とした「企業向け」、男性社員等を対象とした「育児当事者向け」のいずれかの実施を必須としています。なお、「企業向け」「育児当事者向け」どちらも実施することは差し支えありません。</p>